

# 新しい雇用のかたち、見つけませんか？

## 令和6年度 青森市障害者短期職場実習事業等助成金 (略称:障がい者インターンシップ等助成金) のお知らせ

障がいのある方の短期職場実習(インターンシップ等)を実施する事業者へ、助成金を交付します！

### 対象

下記のいずれかに該当する、青森市内に就業場所がある事業者

詳細は裏面をご覧ください

- ①現在、障がいのある方を雇用していない
- ②障がいのある方を雇用しているが、法定雇用率未達成

※雇用保険への加入と、市税に未納額がないことが必要です。

### 助成額

短期職場実習生の受入人数と実習日数に応じて、**人数 × 日数 × 3,000円**  
(受入人数3人、実習日数10日を限度とします。)

さらに・・・

短期職場実習事業を実施した事業者が、年度内に障がいのある方を雇用(内定)した場合

雇用(内定)した人数と実習日数に応じて、**人数 × 日数 × 2,000円**  
(受入人数3人、実習日数10日を限度とします。)

### 例えば・・・

障がいのある方の実習を3人、10日間受け入れた場合

$$3人 \times 10日間 \times 3,000円 = 90,000円$$

さらに・・・

上記実習後、3人の障がいのある方を雇用(内定)した場合

$$3人 \times 10日間 \times 2,000円 = 60,000円$$

合計最大  
**15万円**  
助成

### 申請方法

事前にご相談の上、申請書を下記申込先まで提出して下さい。  
※予算がなくなり次第終了します。

### ご相談・申込

青森市 経済部 経済政策課

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号  
青森市役所駅前庁舎(アウガ) 3階  
TEL: 017-734-2402  
FAX: 017-734-5126  
メール: keizai-seisaku@city.aomori.aomori.jp



本助成金の詳細は、青森市公式ホームページをご覧ください。  
申請書(様式)のダウンロードも可能です。

青森市 障がい者 実習 助成金

検索

## ➤ 対象事業者の要件

### ① 短期職場実習事業

(1) どちらか当てはまる方にチェックしてください。

障がいのある方を雇用していない。

障がいのある方を雇用しているが法定雇用率未達成の事業所(※)である。

(※の事業所は現在雇用している障がいのある方とは異なる種別の障がいのある方の実習に限る)

(2) 下記要件は必須事項です。当てはまるかチェックしてください。

青森市内に事業所がある。

雇用保険に加入している。

市税に未納がない。

### ② 障害者雇用事業

(1) 下記要件は必須事項です。当てはまるかチェックしてください。

市の短期職場実習事業を行っている。

令和6年度内に障がいのある方を雇用又は

学校に在学する障がいのある方を雇用する旨を約束(内定)する。

## ➤ 実施の流れ

### 【短期職場実習事業】

① 短期職場実習の内容や日数について相談

② 青森市へ「申請書」を提出

(事業実施の10日前まで厳守)

③ 交付決定通知が青森市から送付される

④ 短期職場実習事業実施

⑤ 青森市へ「実績報告書」を提出

⑥ 交付金額確定通知・助成金交付

### 【障害者雇用事業】

① 雇用確定(学生の場合は内定)

② 青森市へ「申請書」を提出

(雇用開始日の10日前まで厳守)

③ 交付決定通知が青森市から送付される

④ 障害者雇用事業実施

⑤ 青森市へ「実績報告書」を提出

⑥ 交付金額確定通知・助成金交付

※障害者雇用事業は、短期職場実習事業の終了後に雇用が確定した時から申請を行うことができます。

## ➤ 申請手続きに必要な書類等

【短期職場実習事業】  申請書(様式第1号)  実習計画書(様式第2号)  障害者手帳の写し

市税に係る納税証明書または市税の納付状況の確認に係る同意書

(※実績報告時に実習の実施状況が分かる出勤簿、実習日誌等の写しが必要となります)

【障害者雇用事業】  申請書(様式第1号)  雇用計画書(様式第3号)  障害者手帳の写し

市税に係る納税証明書または市税の納付状況の確認に係る同意書

(※実績報告時に雇用条件を明らかにする労働条件通知書、内定通知書等の写しが必要となります)

## ➤ Q&A

### Q. 障害者法定雇用率とはなんですか？

A. 事業主は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定割合に相当する数以上の障がいのある方を雇用しなければならないこととされています。

※法定雇用障害者数 = 企業全体の常用雇用者数 × 2.5% (法定雇用率)

法定雇用率は段階的に引き上げられます。  
令和6年4月から 2.5%  
令和8年7月から 2.7%

### Q. 短期職場実習を行ったら、必ず雇用しなければならないのですか？

A. あくまでも実習ですので、雇用義務はありません。実習によって結びついた場合は追加の助成対象となります(短期職場実習を行った方以外の障がいのある方を雇用した場合でも助成対象となります)。

### Q. 短期職場実習を行う際、他に利用できる助成制度はありますか？

A. 青森県では、実習生1人につき日額1,800円の委託料に加え、実習にかかる傷害保険等の保険料が支払われる「障害者短期職場実習制度」を実施しています。実習にあたっては、県の制度との併用をお勧めします。